

1 生徒心得

学校は、家庭や社会の教育と異なり、学習を組織的・系統的に行うとともに、規律ある集団生活をするための専門の教育機関である。

本校の生徒は、教育目標に沿って人間愛を高め、自己を向上させるとともに、自由は厳しい自律や真理を求める謙虚な精神を通してのみ実現するということを自覚しなくてはならない。さらに、教職員の指導のもとで教養と健康、個人と集団の調和を求め、創造性を培い、連帯性を重んじ、自己の人格の形成に努めなくてはならない。

(1) 生活心得

- 1 (時間) 時間を守る習慣をつける。
- 2 (挨拶) お互いに挨拶を交わし、親しみのある人間関係を作る。
- 3 (行動) 高校生であることを自覚し、品位と節度のある行動をする。
 - a. 好ましくない遊戯場や飲食店などへ出入しない。
 - b. 暴力、飲酒(アルコールテイストのノンアルコール飲料も含む)、喫煙(電子タバコも含む)、賭け事などは厳禁する。
 - c. その他、高校生として好ましくない行動をとった場合、特別指導の対象とする。

(2) 登下校の心得

- 1 (登校) 7時45分から8時30分の間に登校する。
- 2 (早朝登校) 原則として許可しない。部活動、生徒会活動、HR活動などで早朝登校する場合、時間外活動許可願を生徒部へ提出し、関係教職員の指導に

より、7時30分以後活動する。

- 3 (休日登校) 土曜、日曜、祝日の登校は原則として許可しない。事情により登校する場合、関係教職員の指導の下活動する。
- 4 (休業中の登校) 別に定める。
- 5 (通学) 交通規律を守り、事故を起こさないよう注意すること。
 - a. 自転車通学をする場合、ラベルを後輪の泥よけの末端(泥よけがない場合は後方からみてよく見える位置)に貼ること。指定された所にきちんと置くこと。
 - b. 自転車を使用する際、並列走行(横並び)・傘差し・二人乗り・携帯電話やイヤホンの使用・夜間の無灯火・整備不良などは厳禁である。法令を遵守し、マナーに気を配ること。
 - c. 自動車・オートバイを通学に使用することは、禁止である。休日または帰宅後でも、学校周辺に乗ってきてはならないし、学校周辺に放置してはならない。友人等の自動車・オートバイで送迎を受けたり、同乗することも禁止である。怪我等で、やむをえず家族が自動車等で送迎する場合には、必ず事前に担任を通じて生徒部に届け出ること。
- 6 (外出) 登校後、放課後までの間、事情により外出する場合、必要に応じて提示できるように生徒手帳で担任及び関係教職員に届け、許可を受ける。
- 7 (下校) 下校時刻は、次のように定める。
 - a. 月～金……17時
- 8 (居残り) 下校時刻後の居残りをする場合、下校延長許可願を生徒部へ提出し、関係教職員の指導によ

り活動する。下校延長は、所定の手続きをとり許可を得ること。ただし18時をこえてはならない。なお、学校行事の場合は実施要項に定める。

(3) 服装の心得

1 (制服) 学校で指定している自分の学年のものを着用すること。制服を改造してはならない。ただし、女子用オプションネクタイに関しては、他学年も着用してよい。

(正装) 男子の正装は自分の学年の制服上下・指定の正装用男子用ネクタイ・白無地のYシャツとし、女子の正装は自分の学年の制服上下・指定の正装用リボン・白無地のYシャツとする。なお、女子が正装にスラックスを着用する場合は女子用オプションネクタイを正装とする。

2 (登校時の服装)

a. 儀式及び学校で指定した時は、男女とも正装を着用する。ただし、始業式、終業式についてはこの限りではない。

b. 平常登校日では、ネクタイ、リボンは着用しなくてもよい。また、Tシャツ、トレーナー、パーカー、指定外のポロシャツ・ネクタイ・リボンは不可とする。ネクタイを着用する場合、男子は男子用ネクタイ、女子は女子用ネクタイを着用する。

c. 夏季には、ブレザーを着用しなくてもよい。また、Yシャツ、ブラウスの上にベストを着用しても良い。指定のポロシャツは着用してもよい。ただし、ポロシャツの上にベスト、セーター、カーディガン、ブレザーを着用してはならない。

d. 冬季には、ブレザーの下にベスト・セーター・

カーディガン、ブレザーの上にコートを着用しても良い。ブレザーを着用しないコートでの登下校は不可とする。

e. ベスト・セーター・カーディガン・コートは、無地(模様のないもの)で、色は、黒・紺・白・茶・及びその淡色に限る。

f. ベスト・セーター・カーディガンは、オーソドックスなデザインのVネック(V首)、又はラウンド・ネック(丸首)とする。ただし、正装着用時はVネックに限る。

g. 年間を通し、セーター、カーディガン、スウェット、パーカーでの登下校は不可とする。

3 (履物) 次のように定める。

a. 上履・体育館履は、学校指定のものを使用すること。

b. 通学靴は、短靴を原則とし、高価で華美にならないものに限る。

4 (頭髪) 清潔感のある頭髪をし、流行に走らないこと。(パーマをかけたり、脱色、染色など手を加えてはならない)

5 (異装) 事情により異装する場合は、必要に応じて提示できるように生徒手帳にて担任へ届け、許可を受ける。

6 装身具(ピアス・ネックレスなど)を身につけたり、化粧をしてはならない。

(4) 出欠席の心得

1 (欠席) 事前に学校へ電話等で連絡し、あとで生徒手帳掲載の欠席届を担任へ提出する。

2 (遅刻) 授業の先生に申し出て出席し、後に遅刻

届を担任へ提出する。

3 (欠課・早退) 事前に欠課届・早退届を担任へ提出し、必要に応じて提示できるよう、生徒手帳に担任及び関係教職員の許可を受ける。

4 授業の遅刻と早退は、合わせて3回で欠課時数1に換算する。

5 (長期欠席) 7日以上欠席をする場合、欠席届の他に、疾病のときは診断書をそえ、事故のときは事故理由書をそえて担任へ提出する。

6 (忌引) 事前に学校へ電話等で連絡し、あとで忌引届を担任へ提出する。忌引日数は次の通りとする。ただし日帰りの不可能な地域は、往復の日数を最高2日まで加算する。

父・母……………7日

祖父母・兄弟姉妹……………3日

曾祖父母・伯叔父母……………1日

7 (出席扱い) 下記の項目に該当して欠席する場合、公欠・忌引・出席停止届に必要な事項を記入し、関係教職員の署名・認印を受けて教務部へ提出し、許可を得る。

a. 進学・就職試験で欠課・欠席するとき。

b. 高体連・高文連が主催・共催する大会へ出席するため欠課・欠席するとき。

c. その他、生徒会活動・HR活動などで学校から出席扱いを認められたとき。

8 感染症に罹患したときは、出席停止届を提出する。その期間は「出席しなければならない日数」に算入しない。

(5) 学習の心得

1 (挨拶) 授業の始めと終わりには挨拶をする。

2 (態度) 授業中は、他人に迷惑をかけるような言動を慎み、積極的に学習する態度で臨む。

3 (自習時) 予定の授業が自習になったときは、各自の教室で静かに勉強する。

(6) 考査の心得

1 考査期間中、普通教室の座席は6列とし、廊下側から出席番号順に、指定された座席に着席する。

2 考査中は次のことを守って受験する。以下の項目を遵守しないと不正行為と見なされる場合がある。

① 机上には、鉛筆あるいはシャープペンシル、消しゴム、時計、及び、その試験で認められたもの以外は置かない。シャープペンシルの芯ケースは不可とする。時計以外の機能のついた時計、携帯電話等の通信機器は電源を切ってカバンの中にする。

② 下敷きは使用しない。

③ ティッシュペーパー、ハンカチ、団扇などを使う必要がある場合は、監督の先生の許可を得る。ひざ掛けは使用できない。

④ 机の中には、一切、ものを置かない。

⑤ 受験に不要なものはすべてカバンなどに入れ、椅子の下に置く。

⑥ 問題配布から答案用紙回収まで話をしない。

⑦ 開始のチャイムが鳴るまで、問題用紙を裏返しにしておく。終了のチャイムが鳴ると同時に筆記用具を置く。

⑧ 考査中、筆記用具等を貸借しない。

3 途中退出はできないので、トイレは試験前に済ま

す。やむを得ない理由がある場合は監督の先生の指示を受ける。

- 4 遅刻した場合は、残余の時間で受験する。
- 5 考査中、不正行為を行わない。不正行為を行った場合、受験は直ちに中止させられ、すべての考査科目の得点は0点となる。当然、考査期間外に行われる定期考査の不正行為も同じ扱いとなる。また、答案返却後、答案を正答に書き換えた場合も考査中の不正行為と同等の扱いとなる。
- 6 考査1週間前から採点期間終了まで、職員室及び各準備室へ立ち入りできない。
- 7 考査1週間前から終了まで、特別な場合を除いて部活動は禁止である。
- 8 受験中の教室前の廊下にはいけない。試験終了まで中央ホール等で静かに待機する。

(7) 台風・大雪及び交通機関が不通の場合の登校

- 1 台風または大雪による自然災害が予測される場合の処置

○ 台風の接近または大雪により、下記9市のいずれか1市でも、大雨・暴風・大雪のいずれかの警報が発令されている場合は、自宅で待機する。警報が解除された場合の登校は、次の通りとする。

(1) 警報が解除された場合

- ① 午前6時までに警報が解除された場合
→ 8:30 登校 (1時限より授業)
- ② 午前8時までに警報が解除された場合
→ 10:30 登校 (3時限より授業)

③ 午前10時までに警報が解除された場合

- 13:05 登校 (5時限より授業)
- (2) 午前10時の時点で警報が解除されていない場合
→ 全日休校 (自宅学習)

府中市 日野市 国立市 国分寺市 小金井市
三鷹市 調布市 多摩市 稲城市

○ 上記9市以外の市区町村に居住する生徒に関する注意

- ・ 9市に警報がなく、居住する市区町村に警報が発令されている場合は、自宅で待機して解除の情報に注意する。解除の際には、上記に準じて登校する。
- ・ 出席できなかった授業については、出席扱いとする。

「警報」に関する注意

- ・ ここでいう「警報」は気象庁の発表するものである。
- ・ ここでいう「警報」は「台風の接近または、大雪」に関わるものに限られる。
- ・ 局地的な豪雨などで発令される場合は含まない。
- ・ 各種注意報は含まない。
- ・ 気象庁ホームページ、国土交通省ホームページ内防災情報提供センターのサイト、テレビなど各放送局のニュース、データ放送等で確認すること。

○ 登校に関する注意

- ・ 登校の際は、できる限り安全を確認し、無理の

ないように登校すること。

- ・ 自転車による通学は避け、できるだけ公共交通機関を利用すること。
- ・ 登校後天候が急変するなど、天候や状況により、学校から別に指示を出す場合があるので、注意すること。
- ・ 「自宅学習」の場合は平素の学習の補充に十分力を入れること。

2 台風または大雪等により電車・バスが運転見合わせとなった場合の処置

台風・大雪のため、または交通機関のストライキ等により、電車・バスが運転見合わせとなった場合、生徒の登校は次の通りとする。

- ① 午前6時30分までに、JR、京王電鉄、京王バスのいずれかが運転再開された場合→ 平常授業
- ② 午前8時までに、JR、京王電鉄、京王バスの3つの交通機関のうち、2つ以上が運転再開した場合→ 10:25 登校 (第3時限より授業)
- ③ 午前8時の時点で、JR、京王電鉄、京王バスの3つの交通機関のうち、2つ以上が運転再開していない場合
- a. 午前10時までに、JR、京王電鉄、京王バスの3つの交通機関のうち、2つ以上が運転再開した場合→ 13:00 登校 (第5時限より授業)
- b. 午前10時の時点で、JR、京王電鉄、京王バスの3つの交通機関のうち、2つ以上が運転再開していない場合→ 全日休校 (自宅学習)

| | ① | | ② | | ③ | | | | | | |
|------|------------------|---|----------------|---|-----------------------|---|---|------|---|---|---|
| | 平常授業 | | 10:25登校 | | a | | | b | | | |
| | | | | | 13:00登校 | | | 自宅学習 | | | |
| J R | ○ | ○ | ○ | × | ○ | ○ | × | ○ | × | × | × |
| 京王電鉄 | ○ | ○ | × | ○ | ○ | × | ○ | × | ○ | × | × |
| 京王バス | ○ | × | ○ | ○ | × | ○ | ○ | × | × | ○ | × |
| | 6:30までに ○運転再開 | | 8:00までに ×不通 | | 10:00までに ○運転再開 ×不通 | | | | | | |

(注) ・ 平素の通学経路が使えない場合も、出来るだけ代替経路で登校すること。(なお代替経路は事前によく調べておくこと)

- ・ 登校する場合は、出来る限り安全を確認し、無理のない範囲で登校すること。
- ・ 代替経路、登校手段のない場合や、あっても危険が予想されたり、所要時間が相当かかる(おおむね2時間30分以上)場合はHR担任に申し出て「自宅学習」すること。
- ・ やむを得ず欠席(登校不能)、遅刻した場合は、欠席扱い、遅刻扱いにはしないが、その判断は学校が行う。
- ・ 「自宅学習」の場合は平素の学習の補充に十分力を入れること。

(8) 所持品の心得

- 1 (必携行) 身分証明書、生徒手帳は常時携行する。
- 2 (記名) 全ての所持品には必ず記名する。
- 3 (貴重品) 不必要な貴重品、金銭、遊戯物を学校へ持参しない。
- 4 (紛失・盗難) 事情により貴重品や多額な金銭を持参した場合、身につけることを原則とするが、体育・

部活動などでは貴重品袋を利用して関係の教職員にあずける。万一、紛失、盗難にあった場合、担任をとおして生徒部へ届け出る。

(9) 日直の心得

1 HR日直の心得

- a. 授業中は、黒板の清掃、教卓その他教具の整備、窓の開閉などに留意して、授業が気持ちよく円滑に行われるように配慮する。
- b. 放課後、清掃の点検をして、HR日誌を記入後、担任へ提出する。
- c. 下校の際には、窓をしめ、消灯する。

(10) 冷房・暖房心得

- 1 (使用期間) 冷房は7月1日より9月30日まで
暖房は12月1日より翌年3月31日まで
- 2 (使用時間)
 - a. 原則として8時15分から授業終了までとする。
- 3 (放課後の使用)

放課後及び休業日に、特別の活動のためエアコンを必要とする場合は、担任・顧問などの監督の下に使用すること。
- 4 その他使用上の注意事項等は別に定め、教室に掲示する。

(11) 校内活動の心得

- 1 (規 律) 教科外の活動も教育活動であることを自覚し自主的に規律ある活動をする。
- 2 (集会、出版、掲示、募金、署名、調査) 関係教職員に相談の上、校内特別活動許可願を生徒部へ提出して活動する。
 - ① (集会、出版、掲示の内容) 次の項目に該当しな

いよう注意する。

- a. 法律に違反するもの。
- b. 特定の個人や団体を誹謗中傷したり、事実反するもの。
- c. 特定の政党や宗教団体を支持宣伝するもの。
- d. 風俗を乱したり、社会的道義に反するもの。
- e. 利潤を目的とするもの。

② (掲示の基準) 次のように定める。

- a. 許可印を受けたものを貼付する。
- b. 掲示期間は原則として2週間以内とする。
- c. 期限のすぎた掲示物は、掲示責任者がすみやかに取り去る。
- d. 掲示期間内の掲示物を無断ではがさない。

③ (教室内の掲示) 上の基準に従って掲示するが、とくに、HR担任と相談する。

- 3 (放 送) 別に定める。
- 4 (活動停止) 次の項目に該当する場合、活動を停止させる。
 - a. 生徒心得に反するもの。
 - b. 定期考査前1週間。ただし、考査直後、試合などに参加する場合には、校内特別活動許可願を生徒部へ提出し、関係教職員の指導により活動する。
- 5 (部活動、生徒会活動) 定められた時間と場所で行う。
- 6 (他校生との交流) 積極的に他校生と交流し見識を深める。ただし、部活動や生徒会などの交流を行う場合、関係教職員と相談の上、校内特別活動許可願を生徒部へ提出し活動する。
- 7 (法に触れる行為) 飲酒・喫煙等、法に触れる行為

があった場合には、校内・校外を問わず、同席者を含めて指導の対象となる。

(12) 校外活動の心得

- 1 (加入参加) 次のように定める。
 - a. 高等学校で認められる団体（高体連・高文連など）へ加入参加する場合、関係教職員と相談の上、校外活動許可願を生徒部へ提出して加入参加する。
 - b. その他の団体へ加入参加する場合、担任及び関係教職員と相談の上、校外活動許可願を生徒部へ提出して加入参加する。必要に応じて保護者の承諾書を提出させることがある。
- 2 (見学調査) 関係教職員と相談の上、校外活動許可願を生徒部へ提出して活動する。この場合、先方に対する学校長の依頼状を持参する。
- 3 (借用) 校内で不足するものを校外から借用して活動する場合、関係教職員と相談の上、先方に対する学校長の借用書を持参して先方の指示に従う。
- 4 (旅行) 学割を必要とする旅行の場合、事前に旅行届に保護者が署名・捺印し、HR担任の確認印を受けて経営企画室へ提出する。
- 5 (アルバイト) 原則として許可しない。止むを得ない理由でアルバイトをする場合、HR担任と相談の上、アルバイト届に保護者が署名・捺印し、担任経由で生徒部へ提出する。
- 6 (参加者名簿) 公欠での校外活動は、参加者名簿をそえて届出・願い出る。
- 7 (試合) 校内校外を問わず必ず試合許可を生徒部に提出する。

(13) 一般心得

- 1 (施設利用) 担当責任者に申し出て許可を得る。
- 2 (破損) 建物・備品を紛失・破損したり、樹木などを損害した場合、生徒部をとおして経営企画室へ破損届を提出する。事情により賠償させることがある。
- 3 (火気) 授業時の実験、その他教職員の指示がある場合以外は、火気の使用を厳禁する。
- 4 (来校者) 経営企画室をとおし、関係教職員の承諾を得る。
- 5 (事故防止) 次の点に注意して、事故が発生しないようにする。
 - a. 教室内、校舎の内と外、屋上などでのボール遊び。
 - b. 窓わくによりかかったり、腰をかける。
 - c. その他事故を発生させやすい行動。
- 6 (緊急時) 教職員の指示に従って迅速に行動する。防火シャッター、火災報知器、消火器、分電盤などには必要以外ふれない。
- 7 (帰宅) 帰宅時間がおそくなる場合、保護者への連絡を忘れないこと。